

## 日韓会談文書公開訴訟結審 原告陳述

崔 鳳泰

本日は日韓会談文書公開訴訟第2次訴訟の結審日です。去る2005年、韓国で裁判所の判決によって、全面公開された後、日本において継続されてきた日韓会談文書公開訴訟でも、東京地方裁判所裁判官の勇氣ある判決によって、日本の外務省が文書公開の可否を迅速に判断しないのが違法である、という判定が出ました。その次の段階として、公開された文書のなかの不開示部分が公開されるか否かが今回の訴訟の争点です。

原告としては、東京地方裁判所が、また勇氣ある判決を出してくれるであろうと信じています。なぜならば、同じ趣旨の確定判決がすでに韓国において存在し、日本と韓国は民主主義国家として市民の知る権利が行政機関の便宜に優先するという憲法精神を共有するからです。

しかし、原告としては、このような判決によって文書が公開され、これを不服として日本外務省が控訴し、再び、裁判を継続するのは、日本の主権者である日本市民らを冒瀆することであると考えます。なぜならば、恣意的な非公開を通して、真実を隠蔽し、日帝被害者らの権利救済を妨げてきた、前政権・日本外務省の誤りに対しては、日本主権者らが去る2009年8月30日に峻厳な審判を下したからです。したがって、日本外務省は、今からでも日本主権者らの審判を謙虚に受け入れ、裁判所の判決よりも前に、完全公開をしなければならないと思います。

原告としては、新しく登場した政権と争いたくはないので、和解を通して迅速に文書公開が成し遂げられることを願います。

周知の通り、法治主義国家において、被害者が誰を相手に権利を主張しなければならないのかを、あい昧にすることほど重大な人権侵害はありません。日本政府は、この間、韓日会談文書公開拒否が日本の国益であるとの誤った判断をし、作成されて30年が過ぎた文書の公開を拒否してきたが、これが決して正しい判断ではないと

いうことは韓国でも立証されています。今、韓国では、韓国政府が有している韓日会談文書が公開され、日帝被害者らの人権が回復する契機となり、これによって、より一層望ましい韓日友好の道が開かれています。すなわち、韓国政府は、韓日会談文書を公開し、文書公開を通して公となった韓国政府の責任を認め、その責任を全うするために、政府立法を通して問題を解決しています。

日本政府もこれに参同して、韓日会談文書を公開し、万一、日本政府の責任があるならば、それに相応した責任を負わなければならないと思います。さらには、日本政府が、韓日会談を理由に日帝被害者らに対する責任を否定するならば、文書を公開できない理由はより一層ないと言わざるを得ないでしょう。

万一、日本政府が、この文書を公開できないならば、それは、日帝被害者らが真実を知らないまま死んでいくことを望んでいることに違いなく、日本政府が真の韓日友好を望んでいないという態度を見せていることと相違ありません。

去る10月9日、鳩山総理は韓国を訪問して、過去の歴史を直視する勇気があると宣言しました。あわせて、日本国内の世論もあって時間が多少かかる場合があるので待つて欲しいとも言いました。私自身は、鳩山首相の真心を信じており、日本国内の世論を見るためにも、必ず韓日会談文書は直ちに公開されなければならないと信じています。韓国の被害者らだけでなく日本の市民らも韓日会談の真実を知る権利があり、明らかになった真実によって後続の措置を正しく取ることができるのです。真実を知らなければ、いかなる解決策も探すことができないのです。

韓日会談文書が全面公開されなければならない法的必要性に対しては、韓国と日本の法律家らで違った判断をするということはありません。2005年の全面公開を決めた韓国より、日本が、情報公開において一層後進国であるなどとは信じられません。東アジア最高の先進国らしく正々堂々と文書を公開し、平和共助の韓日新時代をひらいていくためにも、この裁判部が寄与して下さいますようお願い致します。